

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年 7月31日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役社長 植田 俊			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	令和4年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	275 台	187 台	0 台	275 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	99 台	74 台	0 台	99 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	30	キログラム	30	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン漏えい防止管理責任者、点検整備担当者を定めて、フロン法に基づいた簡易点検、定期点検を実施している。			
	廃棄時	第一種フロン類重点回収業者に冷媒用代替フロンの回収の依頼を行い、充填回収証明書および履歴を機器管理台帳に記録し保管している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン法に基づき簡易点検（3ヶ月毎）および定期点検を実施している。第一種特定製品の機器管理台帳を作成し整備履歴等を記録し保管している。			
	廃棄時	第一種フロン類重点回収業者に冷媒用代替フロンの回収の依頼を行い、充填回収証明書および履歴を機器管理台帳に記録し保管している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新するときは、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒の使用機器の採用を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。